

夕張市役所本庁舎環境衛生管理業務処理要領

夕張市役所本庁舎環境衛生管理業務の実施に当たっては、建築物の維持管理に関する衛生的な環境確保及び衛生の向上を図るため、「建築物における衛生的環境に関する法律（昭和45年法律第20号）」等関係法令に基づき委託業務を誠実かつ効果的に行うこととする。

1 建築物環境衛生管理技術者の選任

各作業項目に対応した建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を選任すること。

2 業務内容

(1) 建築物環境衛生管理

建築物の環境衛生管理技術者は、維持管理業務における年間計画の立案、維持管理業務の全般的な監督、環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施とその結果の報告、その他関係法令に基づく業務を行わなければならない。

(2) 本庁舎延床面積 7,264.82㎡

(3) 測定及び検査等

ア 貯水槽の清掃（受水槽2槽 各30.0m³、高架水槽1槽 12.0m³）

年1回（1年以内ごとに1回）

イ 飲料水の水質検査（1系統、地下1階流し）

16項目・11項目…年2回（6か月以内ごとに1回）

消毒副生成物…年1回（1年以内ごとに1回）

ウ ねずみ、昆虫等の防除

年2回（6か月以内ごとに1回）

エ 空気環境測定（12か所で測定）

年6回（2か月以内ごとに1回）

オ 排水設備の清掃（汚水槽1槽 3.6m³、湧水槽2槽 各52.0m³）

年2回（6か月以内ごとに1回）

※受注者は検査及び清掃等により生じた廃棄物の処分まで一括して行う。

(4) 特定建築物維持管理状況報告書の作成（年1回）

3 実施時期

環境衛生管理業務の実施時期は、発注者及び受注者間で協議する。

なお、特別な事情がある場合を除き、夕張市役所の開庁日に実施する。

以上